

入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）)

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和6年2月8日

分任支出負担行為担当官

北陸地方整備局 阿賀川河川事務所長 天野 聡

1. 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度阿賀川水質調査採水運搬業務（電子入札対象案件）
(電子契約対象案件)
- (2) 業務目的 本業務は阿賀川、大川ダム等において水質調査のための試料を採水・採泥し、水質分析機関まで運搬することを目的とする。
- (3) 業務内容
主な業務内容は以下のとおりである。
 - ・河川水等の採水・採泥等
 - ・採水試料等の分析機関への運搬
- (4) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (5) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格1,000万円を超える業務の場合には、業務実施体制の確実な履行の確保を厳格に評価するため、「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。
- (6) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。
なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。
- (8) 本業務は予定価格が1,000万円を超えた場合は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行を実施する業務である。

(9) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点等を行う業務である。

(10) 本業務は、技術提案書の提出を求めず、企業と配置予定技術者の業務実績等（以下、「業務実績等」という）で審査を実施する試行業務である。

2. 入札参加資格

(1) 競争参加資格確認申請者に要求される資格

競争参加資格確認申請者は、アに掲げる資格を満たしている単体企業であること。

ア. 単体企業

- 1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における令和5・6年度の測量に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。
- 3) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

イ. 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者に対する条件

令和5・6年度の測量に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも競争参加資格確認申請書を提出することができるが、開札の時までに当該資格の認定を受けていない場合は、競争参加資格を有しない者のした入札に該当し、入札を無効にする。

ウ. 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

(2) 競争参加資格確認申請書に関する要件

ア. 競争参加資格確認申請者に対する要件は、以下のとおりとする。

- 1) 福島県内に本店を有していること。
- 2) 業務実施体制
 - ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
 - ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

3) 同種又は類似業務等の実績

競争参加資格確認申請者は、平成25年度以降公告日までに元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市が発注した下記〔1〕若しくは〔2〕の実績、又は海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された下記〔1〕若しくは〔2〕の実績を有すること。（再委託による業務の実績は含まない）

なお、政令市移行前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはない。

〔1〕 同種業務：水質調査業務

〔2〕 類似業務：河川測量業務

- 4) 実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号）、「地方整備局

委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年3月28日付け国官技第361号）及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成30年1月4日付け国官技第187号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

- 5) 北陸地方整備局発注（港湾空港関係事務に関することを除く）の平成31年度から令和4年度に完了した測量の企業成績評定点の平均点が、60点以上であること。

なお、当該期間の北陸地方整備局発注（港湾空港関係事務に関することを除く）業務の業務成績を評価できない場合は、この限りではない。

イ. 配置予定技術者の資格に対する要件は、以下のとおりとする。

以下のいずれかの資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣を含む。以下同じ。）（不動産・建設経済局（旧土地・建設産業局及び旧総合政策局も含む。以下同じ。）建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、競争参加資格確認申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには競争参加資格確認結果の通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

競争参加資格確認結果の通知日は令和6年2月29日（木）を予定する。

1) 予定主任技術者及び予定担当技術者

予定主任技術者及び予定担当技術者が以下の要件を満たしていない場合は、競争参加資格がないものとする。

- 予定主任技術者 ・ ・ ・ ・ ・ 測量法に基づく測量士
- 予定担当技術者 ・ ・ ・ ・ ・ 測量法に基づく測量士又は測量士補

ウ. 配置予定技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

1) 予定主任技術者

予定主任技術者は、(2)ア. 3)の競争参加資格確認申請者に対する要件に示される実績を有すること。（再委託による業務の実績は含まない）

ただし、主任技術者又は担当技術者として担当した業務とする。

なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）（以下単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。

- 2) 実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年3月28日付け国官技第361

号)及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成30年1月4日付け国官技第187号)に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

- 3) 予定主任技術者が担当した北陸地方整備局発注(港湾空港関係事務に関するものを除く)の平成31年度から令和4年度に完了したTECRISに登録されている業務うち、業種区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務で、管理(主任)技術者又は担当技術者として担当した業務の技術者成績評定の平均点が、60点以上であること。

なお、当該期間の北陸地方整備局発注(港湾空港関係事務に関するものを除く)業務の技術者成績を評価できない場合は、この限りでない。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

- 3) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システム内の電子くじにおいて落札者を定める。

(2) 総合評価の方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(1－入札価格／予定価格)

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

(ア) 競争参加資格確認申請者(企業)の経験及び能力

(イ) 予定技術者の経験及び能力

(ウ) 業務実施体制の履行確実性

(エ) 賃上げの実施に関する評価

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝(技術評価点の満点)×(技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)
技術評価の得点合計＝((ア)に係る評価点)＋((イ)に係る評価点)×((ウ)
の評価に基づく履行確実性度)＋((エ)に係る評価点)
賃上げの実施に関する評価点＝(エ)に係る評価点

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒965-8567 福島県会津若松市表町2-70
北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 総務課
電 話：0242-26-6441
電子メール：agagawa-soumu@hrr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

令和6年2月8日(木)から令和6年3月14日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

入札説明書等は、電子入札システムからダウンロードすることにより交付する。運用及び操作の詳細については以下のアドレスを参照のこと。

アドレス：<https://www.e-bisc.go.jp/>

なお、電子入札システムからダウンロードできない場合は、4.(1)に電話、電子メールにより申し込むこと。ただし、電子メールによる場合は、必ず着信確認を行うこと。

交付方法：交付期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及びCD等を同封し、4.(1)へ郵送すること。CD等に複製したものを折り返し郵送する。(窓口交付は行わない。)

(3) 競争参加資格確認申請書の提出期限並びに提出場所及び方法

1) 提出期限 令和6年2月19日(月)12時00分

2) 提出先 上記4.(1)に同じ。

3) 1)の期限内に電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は電子メールにより提出する場合は、1)の提出期限までに必着で2)の提出先に1部を郵送、又は電子メールにより提出すること。電子メールによる場合は、必ず着信確認を行うこと。FAXによる提出は受け付けない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により上記4.(1)まで持参すること。

ア. 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和6年3月15日(金)12時00分

イ. 紙により持参の場合の入札の締め切りは、令和6年3月15日(金)12時00分

開札は、令和6年3月18日(月)15時00分、北陸地方整備局阿賀川河川事務所総務課にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- 1) 入札保証金 免除。
- 2) 契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4. (1) に同じ。

(7) 本案件は提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

(8) 競争参加資格確認申請書（履行確実性の審査に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(9) 本業務にかかる開札は、落札決定を保留した上で行うものであり、落札決定及び契約締結は令和6年4月1日とする。ただし、当該業務にかかる令和6年度予算成立が4月2日以降となった場合は、当該予算の通知日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(10) 詳細は入札説明書による。